

日本国憲法第 24 条と同性婚の関係

自分

日本国憲法の第 24 条では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とあるが、同性婚との関係は？

Copilot

日本国憲法第 24 条は、婚姻について次のように規定しています：婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

この条文は、結婚において当事者同士の意志が重要であり、男性と女性が平等な権利を持つことを基本としています。具体的には、結婚相手の選択や財産権、相続、住居の選定、離婚、家族に関する事項などは、個人の尊厳と両性の平等を尊重して法律で定められるべきです。

同性婚については、この条文自体は性別に関係なく、当事者同士の合意に基づいて結婚が成立することを示しています。したがって、同性婚は日本国憲法で禁止されていないと言えます。

この視点から考えると、同性であろうと「一人一人の人間としての合意」に基づいて婚姻が可能であると解釈されるのが妥当です。

詳細情報

nannokaisha.com, say-g.com, ja.wikipedia.org

自分

「両性」と言う場合、男性と女性の両方の性と受け取られますが、同性にも適用されるということですか？

Copilot

はい、**「両性」**という表現は、男性と女性の両方の性を指すものと解釈されますが、日本国憲法第24条の文言は性別に関係なく適用されます。この条文は、結婚において当事者同士の意志が重要であり、男性と女性が平等な権利を持つことを基本としています。したがって、同性婚も日本国憲法で禁止されていないと言えます。

同性であろうと「一人一人の人間としての合意」に基づいて婚姻が成立することを尊重する視点から、同性婚は合法であるべきとの主張もあります。